

お取引先様 各位

大石ハイアロイマテリアルズ(株)

代表取締役社長 大石健治

特定化学物質へのコバルト追加指定とその対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて標記、労働安全衛生法施行令等の改正が新たに公示され、新たにコバルトおよびその無機化合物が、表示等が必要な物質及び特定化学物質の第2類に追加となりました。つきましては、法改正の主な内容と、法改正に伴う弊社の対応をご連絡申し上げますので、ご理解のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 法改正の主な内容

労働安全衛生法施行令及び関連規則の一部改正が公示され、新たに「コバルト及びその無機化合物」が、表示等が必要な物質及び特定化学物質の第2類物質として追加されました。この法改正に伴い、コバルト(以下、Coと表記します)を含有する物質については、下記の対応が必要となります。

なお、詳細につきましては、厚生労働省のホームページ(HP)をご参照下さい。

※厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>)

① 製品(粉末・合金等)を譲渡・提供する場合の表示 (閾値 Co含有率 **0.1%** 以上)

※ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉塵、ヒューム、ミスト等が生じない製品は含まれません。

※ 主として一般消費者が生活で使用するものは除外します。

② 作業環境測定の実施、作業主任者の選任、特殊健康診断の実施等 (閾値 Co含有率 **1%** 超え)

※ 「作業環境測定等」については除外規定があります。例えば以下の業務は免除されます。

- ・コバルトを含有する合金をプレス成形(打ち抜きを除く)する作業、加熱せずに行う圧延の作業、成形したものを単に組み立てる作業

2. 法改正に伴う弊社の対応

弊社が販売する製品には不純物としてCoを0.1%以上含有することがあります。また、固体状態ではありませんが、お客様の加工作業により、発塵、ヒューム、ミスト等が発生する恐れがあります。

そこでお客様のミルシート化学成分欄に、Co含有率を記載されたものを提出させていただきます。

但し法改正以前に製造された材料にはCo値がミルシートに記載されないものや値の不明なものが有ります事をご了承下さい。

表示につきましては、弊社製品の梱包はお取引様ご使用の際に除去されてしまう場合が多く、表示の有効性が担保できませんので、法第57条の第2項に従って、ご要求のある場合はその都度材料メーカーより発行された安全データシート(SDS)を送付させていただきます。又特定の鋼種についてのSDSが必要な場合や、本件に関連するお問合せは、弊社担当者までご連絡下さい。

尚弊社が取扱をしております各メーカー様のSDSを弊社HP (<http://oishi-hm.co.jp>)に掲載しておりますので、ご確認ご利用戴ければ幸いです。

以上